

清代中琉関係档案史料データベースの作成

赤嶺 守：琉球大学法文学部

「沖縄の歴史情報研究」プロジェクトの「琉球・沖縄の対外関係史」研究班（代表琉球大学 金城正篤）では、『歴代宝案』の各文書に文書番号を付し、年代、文書形式、発信者、受信者、写本・影印本の現存状況などの歴史情報を提供するデータベースを作成している。その他に関連史料を統一した形で情報化するデータベース化の基礎的作業として中国第一歴史档案馆所蔵の『清代中琉関係档案続編』『清代中琉関係档案選編』の全文テキストおよび目録データベースの作成を同時に進めた。

1. 『清代中琉関係档案続編』『清代中琉関係档案選編』の全文テキスト

北京の中国第一歴史档案馆には1千万件以上の清代における中琉関係档案史料があるといわれており、最近その中から中琉関係史料を整理編集して『清代中琉関係档案選編』（1993年4月刊行、以下『選編』と略す）『清代中琉関係档案続編』（1994年5月刊行、以下『続編』と略す）が中華書局から刊行されている。『選編』は乾隆2年（1737）～光緒24年（1898）、『続編』は乾隆2（1737）年～光緒16（1890）年間に皇帝に呈上された档案文書（『選編』863件、『続編』289件）を綴ったもので、『選編』は原本である「宮中档」と録副といわれるその副本の「軍機档」に区別され、『続編』は題本とよばれる満漢合璧の内閣大庫に保管されていた档案の史料集である。

明代における上奏文の主要なものに内容が「公」に属する題本と「私」に属する奏本の二者があり、内閣を介して呈上されたことはよく知られている。清朝も当初は明制を継承したが、「公」と「私」の区別が必ずしも明確ではなく混用が多く見られ、「私」の方は後に内閣を通せず軍機処を介する奏摺の使用が開始されるに至って、「奏本」は上奏制度の中から消えたといわれている。『選編』の档案はこの奏摺文書のことである。奏摺は皇帝のRI批を受け一端上奏者に送り返されたが、その後宮中への返送が義務付けられている文書で、題本とは異なり関防（官印）が押されていない。そのオリジナル文書は「宮中档」と称され、副本として軍機処に保管された「録副」とよばれる文書を「軍機档」と称している。

さて題本であるが清代、上奏の権限は総督・巡撫・將軍・都統、および各部院の尚書・侍郎といった文武の高官に与えられ、少数の科道官も諫言を題本で上奏することができた。地方官員の題本はまず通政使司に送られ、内閣で票擬した後、皇帝に呈上し諭旨（裁可）を仰いだ。こうした地方官員から通政使司を介して送付された題本は「通本」と呼ばれ、在京の各部・院・寺・監衙門の題本は通政使司を介せず直接内閣に送ることができ、それは「部本」と称された。通本であれ部本であれ、題本は皇帝の諭旨を受けて、批本処と内閣により皇帝決裁の票籤の文句に照らし朱筆で題本に書き写された。これを批紅と称した。批紅を経た題本は紅本と称され、内閣からただちに六科に送られ、六科で抄出し関係衙門に送付された。紅本は六科に保管され、そして六科からその年の終わりにまとめて内閣に引き渡され保管された（秦国経「清代中琉関係文書の研究」）。『続編』はその内閣で保管された

档案史料である。

『選編』『続編』の全文テキスト・データベースの作成にあたっては、外字処理は文中に半角で<1A>といったように各文字に記号をつけて入力する方法をとった。半角2文字で漢字1文字を処理する方法で、抬頭のある档案文書特有の書式を変えずに、そのままオンライン化による情報交換が可能である。記号置換した文字の確認は以下の「外字一覧表」でチェックする方式をとった。またパソコンで個々に漢字入力してテキスト検索をしたければ、記号から作成した外字への一括置換も可能である。

『選編』『続編』の档案文書には一つの字種に対して、異体字が多く用いられている。異体字が多いとコンピュータは検索洩れを起こしてしまい、必要な情報が得られなくなってしまうことがある。異体字を一つの字体に統一することは、検索洩れを防止することに役立つ。同一字種とされる異体字をどう統一するかは、研究者によって色々と見解のちがいもあるが、『続編』に関しては歴代宝案室作成の「異体字統一表」を参考にしながら、以下の原則で異体字を統一処理した。

- 一、異体字(俗字・別体字等)は原則的に<JISコード>にある旧字の正字に統一する。
- 二、旧字の正字が<JISコード>にない場合は<JISコード>にある常用漢字で統一する。
- 三、外字で<JISコード>に正字がない場合は外字の<統一字>を作成する。

漢字処理は原則的に正字に統一したが<JISコード>に旧字の正字がない場合、常用漢字で統一した。それはできる限り外字の数を減らすための情報検索の便宜上の処置である。

2. 『清代中琉関係档案続編』『清代中琉関係档案選編』の目録データベース

『選編』『続編』のデータベース作成にあたっては、「文書番号」「中国暦」「西暦」「具奏者」「内容」「分類」「琉球国王」「欠漏」「档案類別」の9項目を設定した。

文書番号：『選編』『続編』では乾隆朝、嘉慶朝といった具合に王朝ごとの番号配列になっているが、データベースでは通し番号にした。

中国暦：上奏年月日の中国暦

西暦：上奏年月日の西洋暦

具奏者：上奏者の官職および氏名

内容：文書の内容

分類：分類は「進貢」「接貢」「謝恩」「請封」「冊封」「接封」「慶賀」「進香」「報喪」「官生」「飄風難民」とした。「飄風難民」に関しては文書によって「飄風難民」「遭風難民」「飄風難夷」「遭風難夷」「飄風難番」または特異な表現として「遭風洋人」(光緒元年7月12日付の第278文書)があるが、「飄風難民」で統一し、また難民の国名がわかるように中国飄風難民、琉球飄風難民・朝鮮飄風難民と明記した。

琉球国王：「琉球国王」の記載は即位前は世子または世孫とした。例えば同治5年8月5日付の第260文書の内容は冊封に関するもので、冊封使趙新等が同年6月22日に来琉し7月20日には父王尚育の諭祭を済ませ、8月27日に首里城で行われる冊封の式典に備えていた時期に呈上されている。上奏がかなり遅れてはいるものの、冊封が未だ琉球側でなされていないことから、「琉球国王」の欄は「世子尚泰」とした。

欠漏：「残欠」「欠字」「字不明」等を示した。『続編』目次でも「缺首」「残」などと記されているが、中には印刷が不鮮明で解読できないものや残欠・欠字が未記載の文書もあるので、

それを示した。

档案類別：『選編』には文書に「軍機档」と「宮中档」の区別があるのでそれを示した。

註：『続編』には文書の提出先が光緒10年8月2日付の第285文書のように皇太后と皇帝宛てのも一件存在するが、原則的には皇帝であるので提出先の項目は設定はしなかった。

清代中琉關係檔案統編本文テキスト

依議

題

管理禮部事務和碩履親王臣允_{7H}等謹

題爲稟報事禮科抄出福建巡撫盧_{7X}題前事內

開該臣看得琉球國進

貢向係兩年一次先經該國王恭進雍正十年貢
典奉

世宗憲皇帝諭旨准作十二年正貢欽遵在案茲據該

國王尚敬遣耳目官毛光潤正議大夫鄭國柱

等坐駕海船二隻齎捧

表文方物恭進雍正十四年分

貢典_{4F}具

表章恭謝

天恩並附具十二年

表文於乾隆元年十一月初十一等日同官伴

水梢一齊到_{L4}經臣飭行調進內港館驛安插

並飭查

表文何以開寫雍正十四年字樣併何以仍具十

二年

表文去後茲據布政使王士任詳稱行據福州府

清軍海防同知吳_{8U}詳覆詢據鄭國柱等口稱

該國王分藩蟻域輸誠納款二年一次人有成

案今當進

貢之期

世宗憲皇帝賓天

皇上御極因地處重洋之外未奉

詔書無由而知所以仍具雍正年號至於附進十二
年

表文者欽奉

世宗憲皇帝諭旨將十年貢典准作十二年正貢是以

十二年不敢遣使來_{L4}今仍補具十二年

表文以盡遠臣忠誠之悃等語查雍正十年進貢

之物准作十二年正貢者係

世宗憲皇帝格外殊恩茲當本年進

貢之期該國王尚敬仍補具十二年

表文叩祝者實遠臣感戴微忱又緣地隔重洋未

奉

世宗憲皇帝賓天之詔所以年號照前書寫等情詳請

具

題併將琉球國官伴土產銀物等項造冊呈送前

來除冊送部外臣謹具

題伏乞

勅部議覆施行謹

題請

旨等因於乾隆元年十二月二十日題二年二月初

六日奉

旨該部知道欽此欽遵抄出到部

該臣等議得福建巡撫盧_{7X}疏稱琉球國進

貢向係兩年一次先經該國王恭進雍正十年分

歲

清代中琉関係選編データベース

番	中国歴	西暦	具奏者	内 容
1	乾隆二年九月二十六日	1737.10.19	浙江布政使張若震	小琉球國・中山國の漂流難民の撫恤およびL4への護送を報告する奏文
2	乾隆二年十一月初九日	1737.12.29	L4浙總督銜專管福建事務3G玉麟	浙江より護送された小琉球國・中山國の漂流難民の來L4期日および撫恤を報告する奏文
3	乾隆三年七月十五日	1738.8.29	浙江提督總兵官駐L4寧波李燦	琉球國漂流難民新垣仁等の撫恤を報告する奏文
4	乾隆四年八月二十一日	1739.9.23	L4浙總督3G玉麟等	浙江よりL4に護送された琉球國漂流難民大屋子等の撫恤を報告する奏文
5	乾隆七年五月初八日	1742.6.10	浙江提督裴Z3	護送船による附搭回國をした中国漂流難民徐維華等に関する奏文
6	乾隆七年十二月十四日	1743.1.9	L4浙總督那蘇圖	中国漂流難民徐維華等の護送船による附搭來L4を報告する奏文
7	乾隆八年正月二十四日	1743.2.18	L4浙總督那蘇圖	琉球國進貢船（貢使耳目官毛文和等）の來L4期日を報告する奏文
8	乾隆九年七月初九日	1744.8.16	福建巡撫周學健	救火水龍の携帯歸國許可を報告する奏文, 接貢

番	分類	琉球国王	欠漏	档案類別
1	琉球漂流難民	尚敬	無	宮中档
2	琉球漂流難民	尚敬	無	宮中档
3	琉球漂流難民	尚敬	無	宮中档
4	琉球漂流難民	尚敬	無	宮中档
5	中国漂流難民	尚敬	無	軍機等
6	中国漂流難民	尚敬	無	宮中档
7	進貢	尚敬	無	宮中档
8	接貢	尚敬	無	宮中档